「井出川」という。）左岸の延長420mの区間及び同町大字井出字本釜地内から同町大字井出字小田前地内までの井出川右岸の延長310mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川井出川水系井出川公共災害復旧工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川井出川水系井出川公共災害復旧工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である福島県は、既に本件事業を開始していること、井出川は、河川法第５条第１項の規定に基づき福島県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第１項の規定により福島県知事が河川管理者であることなどから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

井出川は、その源を福島県双葉郡川内村の鬼太郎山に発し、太平洋に注ぐ指定区間延長約17㎞、流域面積約41㎢の二級河川である。

井出川は、その流域に集落、公共施設等を擁し、治水上重要な河川であるが、その流域は過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生しており、昭和33年９月の洪水では、床上浸水10戸、浸水面積170haに及ぶ被害が発生している。さらに、井出川の河口部を含む双葉郡楢葉町においては、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

井出川の治水対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波を契機として、基準地点である本釜橋における計画高水流量410㎥／秒を流下させるとともに、河口部においては、隣接する福島沿岸における明治三陸タイプ地震に伴う津波及び高潮に対応した堤防高であるＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋8.7mを確保することなどを目標として、河川改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業である。

本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることなどから、洪水、津波及び高潮による被害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年６月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、騒音及び振動については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているカジカ小卵型、準絶滅危惧として掲載されているクロマルハナバチ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミクリその他重要な種が確認されている。これらの種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防を整備する案と水門及び堤防を整備する案との２案による検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が多いものの、土工主体であり施工性に優れていること、事業費が低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するとともに、双葉郡楢葉町は平成27年９月に避難指示が解除され、復興に向けたまちづくりを進めているところであり、本件事業は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条の規定により同町と福島県とが共同で策定した復興整備計画において、津波防災地域づくりの総合的推進を図る事業に位置付けられ、復興に向けたまちづくりにも寄与するものであることなどから早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県双葉郡楢葉町役場